

令和 7 年度

**福島県周産期医療等医師確保
修学資金貸与制度のご案内**

（へき地医療等修学資金 既貸与者用）

福島県地域医療支援センター

目 次

1	制度の目的	1
2	貸与の申請	
(1)	貸与対象者	1
(2)	貸与額	1
(3)	募集人員	1
(4)	貸与申請の手続き	1
(5)	申請書の提出期限	2
(6)	申請書類の提出先及び問合せ先	2
3	貸与決定とその後の手続き	
(1)	貸与者の選考・決定	2
(2)	貸与期間及び貸与方法	2
(3)	貸与の休止	3
(4)	貸与契約の解除	3
(5)	2年目以降の貸与	3
(6)	その他届出が必要な事項	3
4	返還債務の免除	
(1)	返還債務の全部免除	3
(2)	返還債務の一部免除	6
5	修学資金の返還	
(1)	一括返還	6
(2)	履行猶予	7
(3)	延滞利息	7
6	卒業後の手続き	
(1)	返還免除までの期間に必要な手続き	7
(2)	返還の免除申請	8
(3)	その他届出が必要な事項	8
7	従事期間のモデルケース	9
8	貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧	10

◆ 貸与申請書

◆ 貸与申請用レポート

1 制度の目的

福島県周産期医療等医師確保修学資金（以下「周産期医療等修学資金」という。）貸与制度は、将来県内の周産期医療等を提供する医療機関に医師として勤務しようとする方に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、周産期医療等に従事する医師の確保を図ることを目的としています。

2 貸与の申請

（１）貸与対象者

大学の医学を履修する課程《４年生～６年生》に在学する方のうち、将来県内の周産期医療等を提供する医療機関の産科、小児科又は総合診療科の医師として対象医療機関において勤務しようとする方。

- ◆ 福島県へき地医療等医師確保修学資金（以下「へき地医療等修学資金」という。）の貸与を受けている必要があります。
- ◆ 他の奨学金制度等を利用されている方で、就業義務の課せられている方は貸与を受けることができません。
- ◆ 現在留年中の方は申請できません。

（２）貸与額

- ・ 周産期医療等修学資金の月額：１１５，０００円
- ・ へき地医療等修学資金の月額（継続）：２３５，０００円
- 合 計：３５０，０００円

- ◆ 周産期医療等修学資金は令和７年４月分から貸与します。

（３）募集人員

２名

（４）貸与申請の手続き

修学資金の貸与を希望する方は、以下に掲げる書類を福島県地域医療支援センターに提出してください。

【提出書類】

① 周産期医療等医師確保修学資金貸与申請書

- ◆ 周産期医療等修学資金の貸与の前提として、へき地医療等修学資金の貸与を受ける必要があります。
- ◆ 申請には２人の保証人が必要です。また、へき地医療等修学資金の

保証人と同一の人物 2 人である必要があります。

② レポート(A 4 横書：別紙のとおり)

◆ 次の項目について記載してください。

ア 周産期医療（又は総合診療）に対するあなたの考え

イ 将来どのような医師になりたいか

◆ ア、イの合計で 800 字程度を目安とします。

◆ 別葉にする必要はありませんが、ア・イは分けて記載してください。

◆ レポートの余白に氏名を記入してください。

(5) 申請書の提出期限

令和 7 年 10 月 17 日（金）まで

※ 郵送の場合は 10 月 17 日（金）消印有効とします。

(6) 申請書類の提出先及び問合せ先

◎ 福島県医療人材対策室（地域医療支援センター）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

（福島県庁西庁舎 7 階）

TEL 024-521-7881（直通）

（土・日・祝日を除く 8：30～17：15）

FAX 024-521-7926

E-mail rmsc@pref.fukushima.lg.jp

3 貸与決定とその後の手続き

(1) 貸与者の選考・決定

福島県が設置する選考委員会において、提出された申請書類を審査し、原則として面接を行った上で被貸与者を決定し、その結果を申請者に通知します。

なお、正式決定のためには次の書類を提出いただく必要があります。

【提出書類】

◎ 周産期医療等医師確保修学資金貸与契約書

(2) 貸与期間及び貸与方法

令和 7 年 4 月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月 1 月分ずつ貸与します。（正規の修業年限に相当する期間に限ります。）

ただし、初回貸与は、4 月分～貸与開始月分を併せて貸与します。

（３）貸与の休止

大学を休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学するまでの間、貸与は休止します。

（４）貸与契約の解除

貸与を受けている人が大学在学中に次のいずれかに該当することになったときは、修学資金の貸与契約を解除します。

- ① 退学したとき。ただし、他の大学の医学を履修する課程への編入学に伴い在学している大学を退学したときを除く。
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 周産期医療等修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 規則で定める医療機関の産科、小児科又は総合診療科の医師として勤務することを辞退したとき。
- ⑥ 死亡したとき。
- ⑦ その他周産期医療等修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

◆ ④、⑤、⑦のいずれかに該当して周産期医療等修学資金の貸与契約を解除する場合であっても、へき地医療等修学資金の貸与契約は解除しないで継続となる場合があります。

（５）２年目以降の貸与

２年目以降は、毎年４月３０日までに在学証明書及び前学年における学業成績証明書（大学作成）の提出が必要になります。

また、年度当初の確認作業のため、４月分の貸与は例月よりも遅れての貸与となる可能性がありますので、事前にご了承ください。

（６）その他届出が必要な事項

上記の他、貸与期間中に、届出が必要な事項があります。

詳しくは「８ 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

４ 返還債務の免除

（１）返還債務の全部免除

貸与を受けた人が、次の要件を満たした場合は、周産期医療等修学資金及びへき地医療等修学資金の返還が全額免除されます。

貸与を受けた人が、大学を卒業した後２年以内に医師となり、かつ、医

師となった後直ちに臨床研修であって県内の病院のうち知事が指定する病院において行うもの（以下「県内臨床研修」という。）に従事し、その後継続して後期研修であって県内の病院のうち知事が指定する病院において行うもの（以下「県内後期研修」という。）、医学に係る研究（大学又はこれに類する施設であって知事が認めるものにおける研究に限る。）又は県内の対象医療機関の産科、小児科又は総合診療科の医師としての勤務（以下これらを「後期研修等」という。）のいずれかに従事している場合において、次の要件に該当するに至ったとき。

- ① 県内臨床研修に従事した期間、県内後期研修に従事した期間及び県内の対象医療機関の産科、小児科又は総合診療科の医師としての勤務に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（以下「県内臨床研修等従事期間」という。）が、へき地医療等修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

※ 貸与を受けた期間が1年5月に満たない場合は、県内臨床研修等従事期間が1年5月の1.5倍に相当する期間に達したときに、返還が全額免除されます。

- ② 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

【用語の説明】

◎ 県内臨床研修

（産科又は小児科）

- 1 県内の総合周産期母子医療センターを有する病院が実施する、周産期医療医師になることを希望する研修医を対象としたプログラムによる臨床研修

→ 福島県立医科大学附属病院の小児科・産婦人科・周産期プログラム

- 2 基幹型臨床研修病院のうち、地域周産期母子医療センターに指定されている病院において、小児科または産婦人科を3ヶ月以上履修する臨床研修

→

- ・ 一般財団法人大原記念財団大原総合病院
- ・ 一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院
- ・ 一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院
- ・ いわき市医療センター

(総合診療科)

基幹型臨床研修病院のうち、総合診療科専門基幹施設又は連携施設において、地域医療研修を2ヶ月以上履修する臨床研修。

◎ **県内後期研修**

(産科又は小児科)

県内の総合周産期母子医療センターを有する病院が実施する、周産期医療の専門医資格の取得を目指したコースによる後期研修

→ 福島県立医科大学附属病院の産科婦人科専門医コース又は小児科専門医コース

(総合診療科)

県内の総合診療科専門基幹施設が実施する、専門研修プログラム

- ・ 公立大学法人福島県立医科大学附属病院
- ・ 一般財団法人大原記念財団大原総合病院
- ・ わたり病院
- ・ 公立藤田総合病院
- ・ 白河厚生総合病院
- ・ 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院

※ 県内後期研修に従事した期間のうち、県内臨床研修等従事期間として算入するのは、へき地医療等修学資金の貸与を受けた期間から2年を減じた期間を限度とします。ただし、へき地医療等修学資金の貸与を受けた期間が2年を下回る場合には、県内後期研修に従事した期間は、県内臨床研修等従事期間として算入しません。

◎ **県内の対象医療機関**

産科、小児科又は総合診療科の医師としての勤務に従事することになる県内の対象医療機関は次のとおりです。

なお、勤務場所については、福島県地域医療対策協議会における協議を踏まえて県が決定します。

(産科又は小児科)

- ◆ 総合周産期母子医療センター
 - ・ 公立大学法人福島県立医科大学附属病院
- ◆ 地域周産期母子医療センター
 - ・ 一般財団法人大原記念財団大原総合病院
 - ・ 一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院
 - ・ 一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院

- ・ いわき市医療センター
- ◆ 周産期医療協力施設
 - ・ 公益財団法人星総合病院
 - ・ 公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院
 - ・ 公立岩瀬病院
 - ・ 福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院
 - ・ 公立相馬総合病院
 - ・ 南相馬市立総合病院

(総合診療科) ※いずれも、総合診療科に限る

- ◆ 総合診療専門研修連携施設のうち、公的医療機関
- ◆ へき地医療拠点センター病院
- ◆ へき地医療拠点病院
- ◆ へき地診療所

(2) 返還債務の一部免除

貸与を受けた人が、次のいずれかに該当するときは、返還する額の一部が免除されます。

- ① 5の(1)の④、⑤又は⑥に該当する場合に免除される額

返還債務の額×(県内臨床研修等従事期間÷へき地医療等修学資金の貸与を受けた期間(※)の3/2)

※ へき地医療等修学資金の貸与を受けた期間が1年5月に満たない場合は、上記(※)部分は1年5月となります。

また、一部免除の額はへき地医療等修学資金とは別に計算されます。

- ② 5の(1)により返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなった場合に免除できる額

・ 返還債務の全部又は一部に相当する額

5 修学資金の返還

(1) 一括返還

修学資金の貸与を受けた人は、返還債務の全部を免除される場合を除き、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければなりません。

- ① 3の(4)により契約が解除されたとき。

- ② 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事しなかったとき。
- ③ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事した場合において、その後継続して後期研修等に従事しなかったとき。
- ④ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、後期研修等に従事しなくなったとき。
- ⑤ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、産科、小児科又は総合診療科の医師として規則で定める機関に勤務しなかったとき又は勤務しなくなったとき。
- ⑥ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、最初に県内臨床研修に従事した日から周産期医療等修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間を経過し、かつ、当該最初に県内臨床研修に従事した日から起算して12年（育児休業の期間その他知事が必要と認める期間を加算することができる。）を経過する日までの期間を限度として知事が認める期間を経過したとき。
- ⑦ 大学を卒業した後死亡したとき。
- ⑧ 大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。
- ⑨ その他、被貸与者から一括返還の申出があったとき。

◆ 返還利息の額は、周産期医療等修学資金の交付を受けた日から最後に周産期医療等修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額となります。

※ へき地医療等修学資金とは別に計算されます。

◆ 返還に際し、知事が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることがあります。

（２）履行猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、知事が必要と認める期間、返還債務の履行が猶予されることがあります。

（３）延滞利息

正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収します。

※ へき地医療等修学資金とは別に計算されます。

6 卒業後の手続き

(1) 返還免除までの期間に必要な手続き

① 大学を卒業したとき

大学を卒業したときは、次の書類を提出いただくことになります。

【提出書類】

ア 周産期医療等医師確保修学資金借用証書

イ ヘき地医療等医師確保修学資金借用証書

ウ 現況報告書

※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付

エ 県内臨床研修に従事したことの届出書

オ 住所を変更したことの届出書

※ 住民票の写し等の新しい住所がわかる書類添付

カ 医師免許証の交付を受けたことの届出書

※ 医師免許証の写し添付

② 大学卒業後2年目以降

修学資金の返還が免除され、又は返還債務の履行が終わる日までの間、毎年4月15日までに、同年4月1日現在の状況について、次の書類を提出いただくことになります。

【提出書類】

ア 現況報告書

※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付

(2) 返還の免除申請

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合は、返還免除の申請をしていただく必要があります。

【提出書類】

ア 周産期医療等医師確保修学資金返還債務免除申請書

イ ヘき地医療等医師確保修学資金返還債務免除申請書

ウ 対象医療機関における勤務等に従事したことを証明する書類

(3) その他届出が必要な事項

上記の他、返還免除に係る勤務等に従事する期間中、届出が必要な事項があります。

詳しくは「8 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

7 従事期間のモデルケース

		大学医学部在学中						◎ 県内臨床研修 知事が指定する県内の病院における臨床研修 ◎ 県内後期研修 知事が指定する県内の病院における後期研修 ◎ 研究 大学又はこれに類する施設であって知事が認めるものにおける医学に係る研究 ◎ 勤務 県内の対象医療機関の産科、小児科又は総合診療科(周産期医療等を提供するものに限る。)の医師としての勤務												
		1	2	3	4	5	6													
		入 学					卒 業 医 師 免 許 取 得													
		←→ へき地医療等修学資金 貸与期間 ←→ 周産期医療等修学資金						大学卒業後の従事期間等												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13						
へき地 医療等	ケース1	従事期間＝へき地医療等修学資金の 貸与期間×1.5 (へき地医療等6年貸与の場合は9年)						県内 臨床研修	県内 後期研修			勤 務		↘						
	ケース2	〃						県内 臨床研修	県内 後期研修			県内 後期研修					勤 務			
	ケース3 (育児休業を 取る場合)	〃						県内 臨床研修	県内 後期研修			研究		育 児 休 業	勤 務		延長			

※ 網掛け部分が従事期間として算入されます。

8 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧

項 目	提 出 書 類
貸与申請時に提出	・ 周産期医療等医師確保修学資金貸与申請書 ・ レポート
貸与決定時に提出	・ 周産期医療等医師確保修学資金貸与契約書
2年目以降の継続貸与時に提出	・ 在学証明書 ・ 前学年の学業成績証明書
卒業後直ちに提出	・ 周産期医療等医師確保修学資金借用証書 ・ へき地医療等医師確保修学資金借用証書
卒業後から返還債務の全部免除、返還債務の履行終了まで毎年提出	・ 現況報告書 ・ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類 ※ 毎年4月15日まで
返還免除申請時に提出	・ 周産期医療等医師確保修学資金返還債務免除申請書 ・ へき地医療等医師確保修学資金返還債務免除申請書 ・ 勤務等に従事したことを証明する書類
返還方法変更申請時に提出	・ 周産期医療等医師確保修学資金返還方法変更承認申請書 ・ へき地医療等医師確保修学資金返還方法変更承認申請書
返還履行猶予申請時に提出	・ 周産期医療等医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書 ・ へき地医療等医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書
保証人変更時に提出	・ 保証人変更承認申請書（周産期医療等修学資金用） ・ 保証人変更承認申請書（へき地医療等修学資金用）

項 目	届 出 事 項
その他随時届出	次に掲げる事項に該当した場合には、届出が必要になります。まずは電話、メール等により担当者まで連絡してください。 ・ 氏名又は住所を変更したとき。 ・ 退学したとき。 ・ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。 ・ 休学し、又は停学の処分を受けたとき。 ・ 復学したとき。 ・ 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。 ・ 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。 ・ 医師法第6条第2項の医師免許証の交付を受けたとき。 ・ 県内臨床研修に従事したとき及び当該県内臨床研修に従事しなくなったとき。 ・ 県内後期研修に従事したとき及び当該県内後期研修に従事しなくなったとき。 ・ 対象医療機関の産科、小児科又は総合診療科の医師としての勤務に従事したとき及び当該勤務に従事しなくなったとき。